

リーガル  
3分間ゼニ

成績主義賃金制度で活躍していた五十年代の運営担当部長。突然、社長の判断で課長職に降格、成績主義の基準となる賃金が大幅に減った。社長の意に沿わない発言が理由のようだが、担当部門の業績は下がっていない。降格とそれに伴う大幅な賃金減は認められるのだといふのが、

成果主義で降格  
大幅な賃金減に…



## A 業績面で明確な理由必要

す、職務の内容や成果を評価して賃金を決める。多くの企業が導入している職能資格賃金制度と同じく能力主義の一つだ。ただ職能資格制度は地位（職務）を解任されても職能資格が変わらなければ賃金は同じなりに對し、成果主義制度では職務が変われば賃金額は新

成果主義制度	職能資格制度
▽職務	▽職能資格
支社長……60万円	1級……60万円
課長……50万円	2級……50万円
係長……40万円	3級……40万円
一般社員……30万円	4級……30万円
(注)担当職務の難易度など職務内容に対応	(注)労働者の能力に対応、職務が降格しても職能資格が変わらなければ給与は同じ

- ①成果主義制度は降格処分が賃金の減額に直結する
  - ②業務上の必要性と賃金減額という労働者の不利益で判断

要性と比較し、労働者の不利益が大きい」とはまぎない。しかし成果主義制度では「降格で職務が変われば当然的に賃金は減少する。賃金変更に伴う労働者の不利益が業務上必要とする降格理由を上回るかが大きな争点となる」（労働契約法詳しい浅井隆升講師）といふ。

か、社長が求めたりポートフォリオを経営会議に報告しなかつた」などとして委託性を主張した。しかし東京地裁は「二〇〇四年、「提案は会議の機能を損なうものではない、リポートも作成が困難な内容だった」と認定、「異性の半年間の恋愛成績は堅調で、問題点はない」として降格を人事権の乱用と判断した。

最初の処分前の給与との差額の合計約五千五百円と慰謝料四万円の支払いを命じた。

たに与えられた職務が基準となり、大幅に変わる。

で成果主義制度を導入している自動車部品会社勤務の男性が営業担当の取締役候選になってしまった半年後に部長に降格させられたケースだ。

男性は営業部長への降格を命じて約二年半で元回路般社員になつた。控訴審で東京高裁は〇五年、「最初